

## 沼津市有料駐車場使用料の減免に関する方針

(平成 21 年 8 月 4 日市長決裁)

(平成 25 年 6 月 10 日一部改正)

(平成 26 年 1 月 1 日一部改正)

### 1 基本的な考え方

本市が所有・管理する市営駐車場及び公の施設に附帯する有料駐車場（以下「有料駐車場」という。）における使用料の減免については、各施設の根拠条例において規定しているが、特に「市長が特別の理由があると認めるとき」については、各施設の設置目的等を勘案する中で、各所管課の裁量で減免の運用がなされてきた。

このような中、減免基準が不明確であり、また、各施設における減免に係る運用が徹底されていないことから、有料駐車場を利用する市民等から、こういった問題点を指摘されており、使用料の減免について最低限の基準を設けるとともに、適正な運用を図る必要が生じている。

このため、「市長が特別の理由があると認めるとき」の判断基準について、市民福祉の増進の観点から、障害のある方や妊娠されている方、高齢者等に対する取り扱いなどについても考慮する中で、市として統一的な方針を策定し、適正な運用を図るものである。

### 2 対象施設

以下の有料駐車場を対象とする。

また、本方針策定後、新たに設置する有料駐車場についても対象とし、新設又は廃止がなされたときは、随時、追加又は削除できるものとする。

#### (1) 市営駐車場

- ① 市営香貫駐車場
- ② 市営香陵駐車場

#### (2) 公の施設に附帯する有料駐車場

- ① ぬまづ健康福祉プラザ（サンウェルぬまづ）
- ② 沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設（千本プラザ）
- ③ 沼津市西浦海浜施設（らららサンビーチ）
- ④ 沼津御用邸記念公園
- ⑤ 沼津市立病院
- ⑥ 沼津市立図書館

### 3 減免基準

各施設の根拠条例において、有料駐車場の使用料の減免について規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」に該当する条件等は以下のとおりとし、(1)から(6)及び(12)に該当する場合は原則としてその使用に要した時間に係る使用料を全額免除とする。

また、(7)から(11)までに該当する者が使用するときは、別表に示す時間までを全額免除とする。

- (1) 市役所に用務のため来庁する市営駐車場利用者のうち、市の責による理由で1時間を越えて使用する場合
- (2) 市が災害発生時に避難地等として使用するとき
- (3) 市営駐車場又は公の施設（附帯駐車場を含み、市役所、新市民体育館及び市民文化センターを利用するために市営駐車場を利用する場合を含む。以下、「市営駐車場等」という。）の管理運営のために使用するとき
- (4) 市営駐車場等において、市が主催する行事、会議等のため、市職員または市から参加を求められた者が使用するとき
- (5) 公職選挙法第3条に定める者を公選する選挙を行う場合で、その事務に従事する者または投票立会人等が使用するとき
- (6) 市営駐車場等において、市が事務局を務める団体等が主催する行事、会議等の主催者または市から参加を求められた者が使用するとき
- (7) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (8) 母子健康手帳の交付を受けている者のうち、妊娠中の者
- (9) 特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
- (10) 介護保険の要支援・要介護の認定を受けている者
- (11) 上記(7)から(10)までに該当する者と同乗する介助者
- (12) その他、施設の設置目的等を考慮し、市と指定管理者が協議して減免が必要と判断したとき

#### 4 運用方法

上記3に示した基準を適正に運用するため、各施設の設置目的等を考慮し、別途運用基準を策定するものとする。

なお、本方針について疑義が生じたときは、政策企画課と協議することとし、社会情勢等を考慮する中で、必要に応じて本方針の見直しを行うことができるものとする。

別表

有料駐車場	減免時間
ぬまづ健康福祉プラザ（サンウェルぬまづ）、 沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設（千本プラザ）、沼津市立図書館、沼津市立病院	最初の4時間
上記以外の有料駐車場	最初の2時間